緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人(申立人長男らの母、申立人長男らが相続。)について、被相続人が要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人長男の妻が被相続人の介護をしながら避難し、自宅に帰還後も被相続人が入所する施設に通って必要な物を持参するなどしていたことを考慮して平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認める(ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。)などした事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2 の2)

- イ 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)
- ウ 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針 I)
 - ① (要介護) による増額分)
- エ 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針 I)
 - ③ (介護者) による増額分)

才 移動交通費

期間 上記損害項目イについて

平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

上記損害項目ウ及びエについて

平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

上記損害項目オについて

平成24年8月30日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,656,150円の支払義務があることを認める。 〈内訳〉 ア 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)

1,500,000円

イ 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)

400,000円

- ウ 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針I)①(要介 護)による増額分) 260,000円
- エ 日常生活阻害慰謝料(中間指針第五次追補第2の4指針I)③(介護者)による増額分)440,000円

才 移動交通費

56,150円

3 支払方法

(省略)

4 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ア 亡A(以下「被相続人」という。)が平成28年3月○日に死亡し、申立人 らが被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- イ 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること
- 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求をしない。
- 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月8日

(仲介委員 巻淵 眞理子)